

請願第 1 号



2021年8月23日

東広島市議会議長
石原賢治様

請願者
住所
氏名



紹介議員
氏名

中川 修
茂原 良二
岩崎 和仁
奥谷 和彦
山下 和彦

急傾斜地崩壊対策における条例及び制度の改正を求める請願

1 請願の内容

- (1) 急傾斜地崩壊対策事業における分担金の撤廃もしくはその割合の低減に向けた見直し
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業における円滑な申請手法の検討
- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業及び建築物土砂災害対策改修促進事業に係る補助制度の充実（補助額の増額・要件の拡大）

2 請願の理由

平成30年7月豪雨災害の発災以降、急傾斜地の近隣住民の中には、大雨が降るたびに不安を感じている方が多くいると思われる。

市の急傾斜地崩壊対策事業については、令和2年度に、予算が対前年度比で1億円近く増額されているようだが、次のような点に根本的な問題がある。

まず、本事業に申請する場合、分担金の負担について、複数の受益者の同意を得なければならないこと。

次に、「東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例」で受益者が負担する分担金について、本市が実施する急傾斜地崩壊対策事業は、一般事業で20%、公共施設に関連する事業で10%、広島県が事業主体として実施する事業は、一般事業で10%、公共施設に関連する事業で5%と定めているが、分担金が高額になる事から受益者間の調整が困難でやむを得ず申請自体を断念する場面があること。

また、調査したところ、急傾斜地の崩壊が発生した場合、崩壊箇所の上部の土地の所有者に賠償責任が発生する事案もあるとのことであり、高齢化が進む今日において、個人の財産でこれらに対応することは非常に困難な状況である。

本市は第五次総合計画の中で、「安全・安心な市民生活を送れるまち」を掲げておられるが、そうであれば、その実現につながるよう、本件について、もっと市民のために調査研究をして、市民のための政策を考えていただきたい。

以上の理由から、豪雨災害が頻繁に発生している今日、地元負担の軽減と事業促進の観点で、急傾斜地崩壊対策における上に掲げた3点の内容を請願する。